平成27年度短期入所事業者向け説明会(概要)

平成27年6月9日(火)

東京都福祉保健局　障害者施策推進部

自立生活支援課　地域生活支援係

短期入所（ショートステイ）事業の概要等について

1　事業の概要

○障害者総合支援法第５条第８項
　居宅においてその介護を行う者の疾病その他の理由により、障害者支援施設、その他の厚生労働省令で定める施設への短期間の入所を必要とする障害者等につき、当該施設に短期間の入所をさせ、入浴、排せつ又は食事の介護その他必要な支援を行う。
　対象者…
　［福祉型］
　　①　障害程度区分が区分１以上である障害者
　　②　障害児の障害の程度に応じて厚生労働大臣が定める区分における区分１以上に該当する障害児
　［医療型］
　　遷延性意識障害児・者、筋萎縮性側索硬化症等の運動ニューロン疾患の分類

2　短期入所事業（ショートステイ）の現状

事業形態別事業所数（東京都）

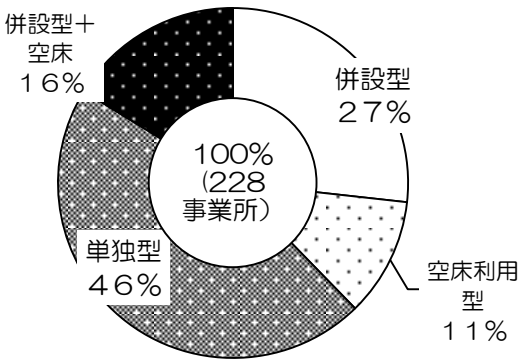

東京都
平成27年4月1日現在

事業形態別事業所数（全国）

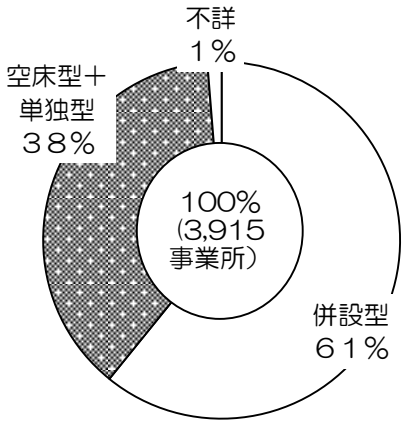

厚生労働省「社会福祉施設等調査」
平成25年10月1日現在

各年度における月間の短期入所事業の利用者数及びサービス量（東京都）

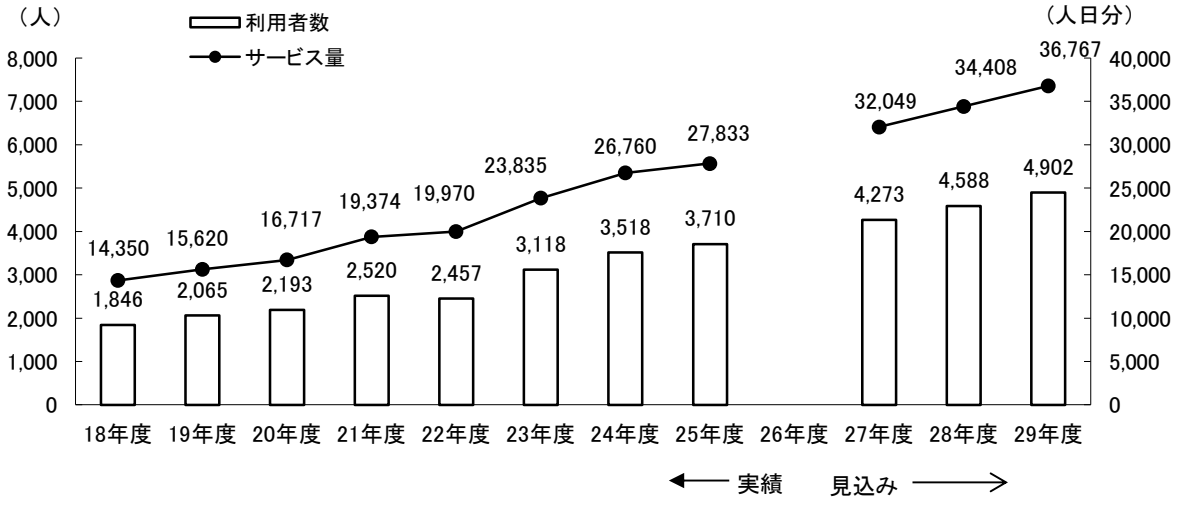

３　「東京都障害者計画・第４期東京都障害福祉計画」

東京都は、障害者が地域で安心して暮らし、いきいきと働ける社会を実現していくため、障害者基本法に基づく「東京都障害者計画」と障害者総合支援法に基づく「第4期東京都障害福祉計画」を一体的に策定しました。

【計画のポイント】

○　計画の基本理念
　Ⅰ　障害者が地域で安心して暮らせる社会の実現
　Ⅱ　障害者がいきいきと働ける社会の実現
　Ⅲ　全ての都民が共に暮らす地域社会の実現

○　施策目標と取組
　１　地域における自立生活を支える仕組みづくり

「障害者・障害児地域生活支援３か年プラン」により、通所施設やグループホーム等、６，７２０人分の基盤整備を促進します。

　２　社会で生きる力を高める支援の充実
　３　いきいきと働ける社会の実現
　４　バリアフリー社会の実現
　５　サービスを担う人材の養成・確保

障害者・障害児地域生活支援３か年プラン（平成27年度～平成29年度）

平成29年度末までに、地域居住の場（グループホーム）、日中活動の場（通所施設等）、在宅サービス（短期入所）について6,720人分の定員を新たに確保します。
また、新たに障害児支援（児童発達支援センター）の整備目標を掲げ、整備を促進していきます。

事項名	内容	平成29年度末整備目標
地域居住の場の整備（グループホーム）	障害者の地域生活への移行を進めるとともに、地域で安心して暮らせるよう、グループホームの整備を促進します。	**2,000人増**
日中活動の場の整備（通所施設等）	特別支援学校の卒業生や地域生活に移行する障害者、在宅の障害者等の多様なニーズに応えるため、日中活動の場（通所施設等）の整備を促進します。	**4,500人増**
在宅サービスの充実（短期入所）	障害児・障害児が身近な地域で短期入所（ショートステイ）を利用できるよう、整備を促進します。	**220人増**
障害児支援の充実（児童発達支援センター）	地域における障害児支援の中核的施設としての役割を担う児童発達支援センターの整備を促進します。	**10か所増**

在宅サービスの充実（短期入所）

障害者が身近な地域で短期入所（ショートステイ）を利用できるよう、整備を促進します。

２２０人分

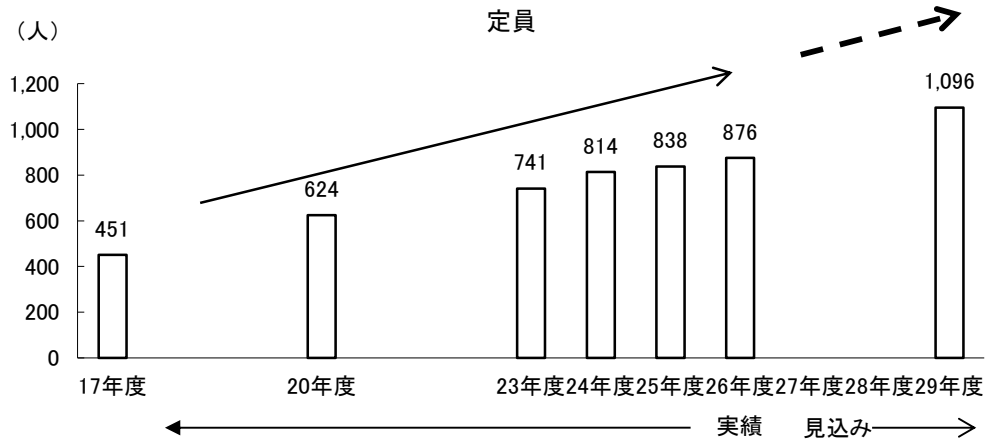

4　補助制度

（１）整備補助（通所施設等整備費補助金）

〇補助対象

・社会福祉法人、医療法人、一般社団法人、一般財団法人、特定非営利活動法人が短期入所事業（単独型・併設型）に供するため設置する施設の創設、改築、改修及び設備整備にかかる事業
※27年度から併設型も新たに対象

〇補助基準額
・施設整備（創設、改修等）
定員1名当たり、３６０万円
・設備整備（備品）
１００万円（ただし、１件当たり１０万円以上のもの）

〇補助率
・１/2(平成２７年度から２９年度までに着工した事業については７/８）

〇実施主体
東京都福祉保健局障害者施策推進部居住支援課生活基盤整備係

〒163-8001 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号
℡　０３－５３２０－４１５２

（２）整備補助（短期入所開設準備経費等補助事業）

〇補助対象

・東京都知事による短期入所の指定を受けた民間事業者

〇補助基準額
・家屋借り上げ費
５２万５千円
・管理事務費等の経費
９０万９千円

〇補助率
・３/４

〇実施主体
東京都福祉保健局障害者施策推進部自立生活支援課地域生活支援係

〒163-8001 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号
℡　０３－５３２０－４１４６

（３）運営費補助（都加算）

〇 内容
短期入所を運営するため、国の報酬に上乗せして運営費を補助する。

〇補助対象
都内区市町村が実施主体となっている利用者に短期入所サービス（福祉型）を提供した場合

〇 補助単価
別添単価表による。

５　その他補助関連事業

（１）福祉貸付事業

〇建築資金、設備備品整備資金、土地取得資金を対象とした融資制度

〇実施主体
　独立行政法人福祉医療機構　福祉貸付部　福祉審査課　融資相談係
　〒105-8486 東京都港区虎ノ門４－３－１３　神谷町セントルプレイス９階
　℡　０３－３４３８－９２９８

（２）独立行政法人福祉医療機構借入金利子補給事業

〇独立行政法人福祉医療機構からの融資を受けて施設整備を行う社会福祉法人等に対して、
借入金利子の補給を実施。

〇実施主体
　公益財団法人東京都福祉保健財団　事業者支援部　運営支援室　施設支援担当
　〒163-0718 東京都新宿区西新宿２－７－１　小田急第一生命ビル18階
　℡　０３－３３４４－８６３５

６　国の動向等について(平成27年３月６日　障害福祉関係主管課長会議資料より抜粋)

○　短期入所サービスの整備促進について

・第3期障害福祉計画における平成26年度整備目標が全国ベースで４．７万人であるのに対し、平成２６年１０月の利用者数は４．２万人であり、今後さらなる整備が必要。

・特に、医療ニーズの高い重度の障害児者が地域で安心して暮らしていく上で、介護者が病気になった時や一時的な休息を取るための医療型短期入所の充実を図ることが重要だが、事業所数の伸びは横ばい。

・平成２７年度報酬改定においては、福祉型短期入所の医療連携体制加算（Ⅰ）及び（Ⅱ）について単位数を引上げ。

・また、短期入所のうち単独型短期入所は、通い慣れた生活介護事業所等の日中活動事業所や身近な地域の事業所において短期入所サービスを利用することができるという利点

・平成２７年度報酬改定においても、日中活動を利用した日において長時間支援した場合に追加の加算を設けたところ。

・単独型短期入所の整備促進についても積極的な取組を進められたい。

○　「参考」地域生活支援拠点の整備の推進について

・障害者の高齢化・重度化や「親亡き後」を見据えつつ、障害児者の地域生活支援をさらに推進する観点から、地域における課題の解決を目指す「地域生活支援拠点」等の整備が重要。

・このため、第４期障害福祉計画において地域生活支援拠点等を各区市町村又は障害福祉圏域に１箇所以上整備することとしている。

・拠点の整備に当たっては、グループホームや障害者支援施設あるいは基幹相談支援センター等に機能を集約する「多機能拠点整備」や地域の障害福祉サービス事業者等（短期入所、相談支援事業所等）の関係機関が連携して支援する「面的整備型」など地域の実情に応じた体制により、

① 相談
② 体験の機会・場
③ 緊急時の受け入れ・対応
④ 専門性
⑤ 地域の体制づくり

といった障害のある方の地域生活を推進していくため、既存の障害福祉サービス等を活用しながら地域の実情に応じた拠点等の整備を検討していただきたい。

地域生活支援拠点等の整備について

障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、居住支援のための機能（相談、体験の機会・場、緊急時の受け入れ・対応、専門性、地域の体制づくり）を、地域の実情に応じた創意工夫により整備し、障害者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制を構築。

●地域生活支援拠点等の整備手法（イメージ）※あくまで参考例であり、これにとらわれず地域の実情に応じた整備を行うものとする。

各地域のニーズ、既存のサービスの整備状況など各地域の個別の状況に応じ、協議会等を活用して検討。

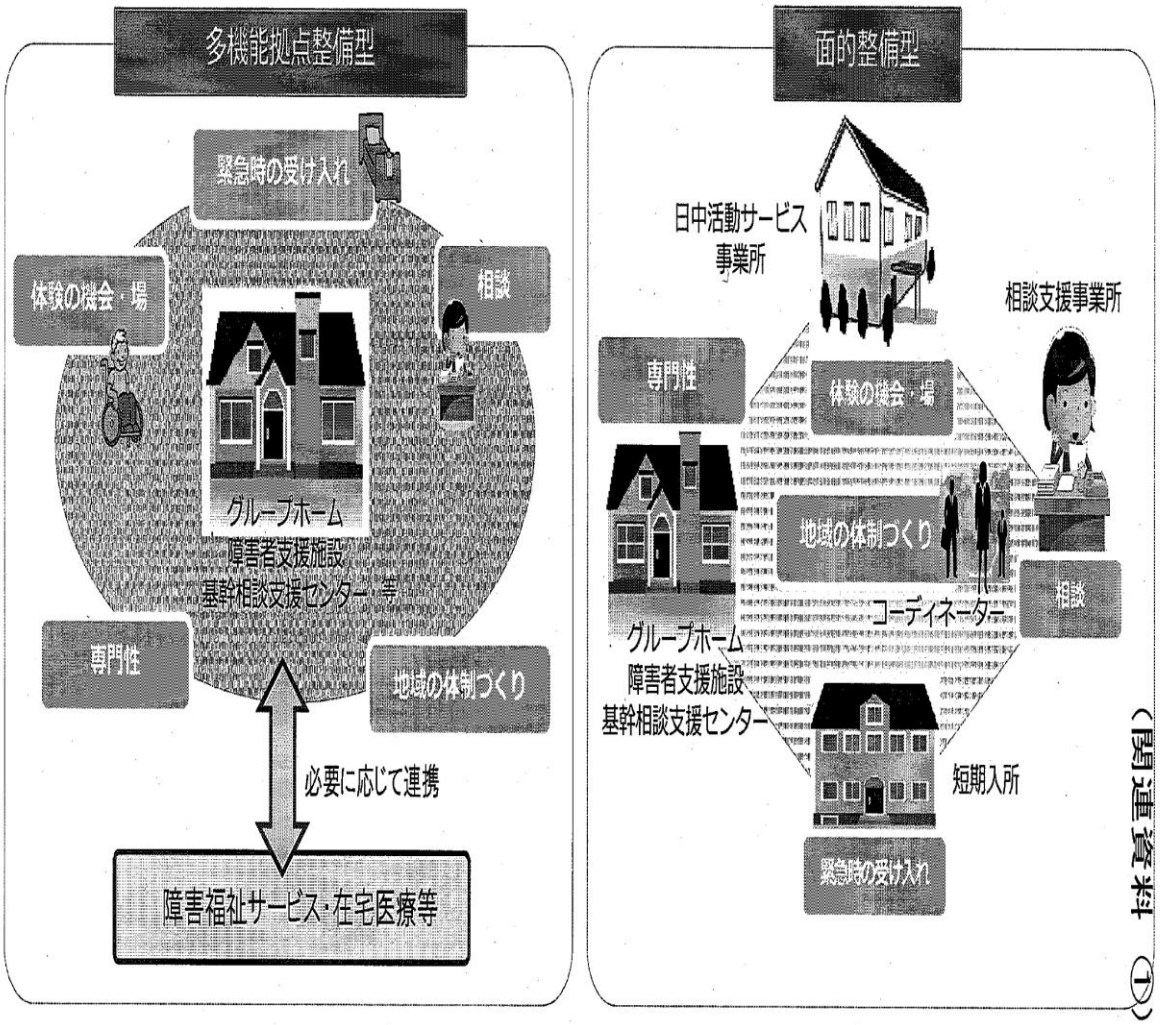

（関連資料①）

地域生活支援拠点等の整備例①（多機能拠点整備型）

パターン①：居住支援のための機能を一つの拠点に集約し、地域の障害者を支援。

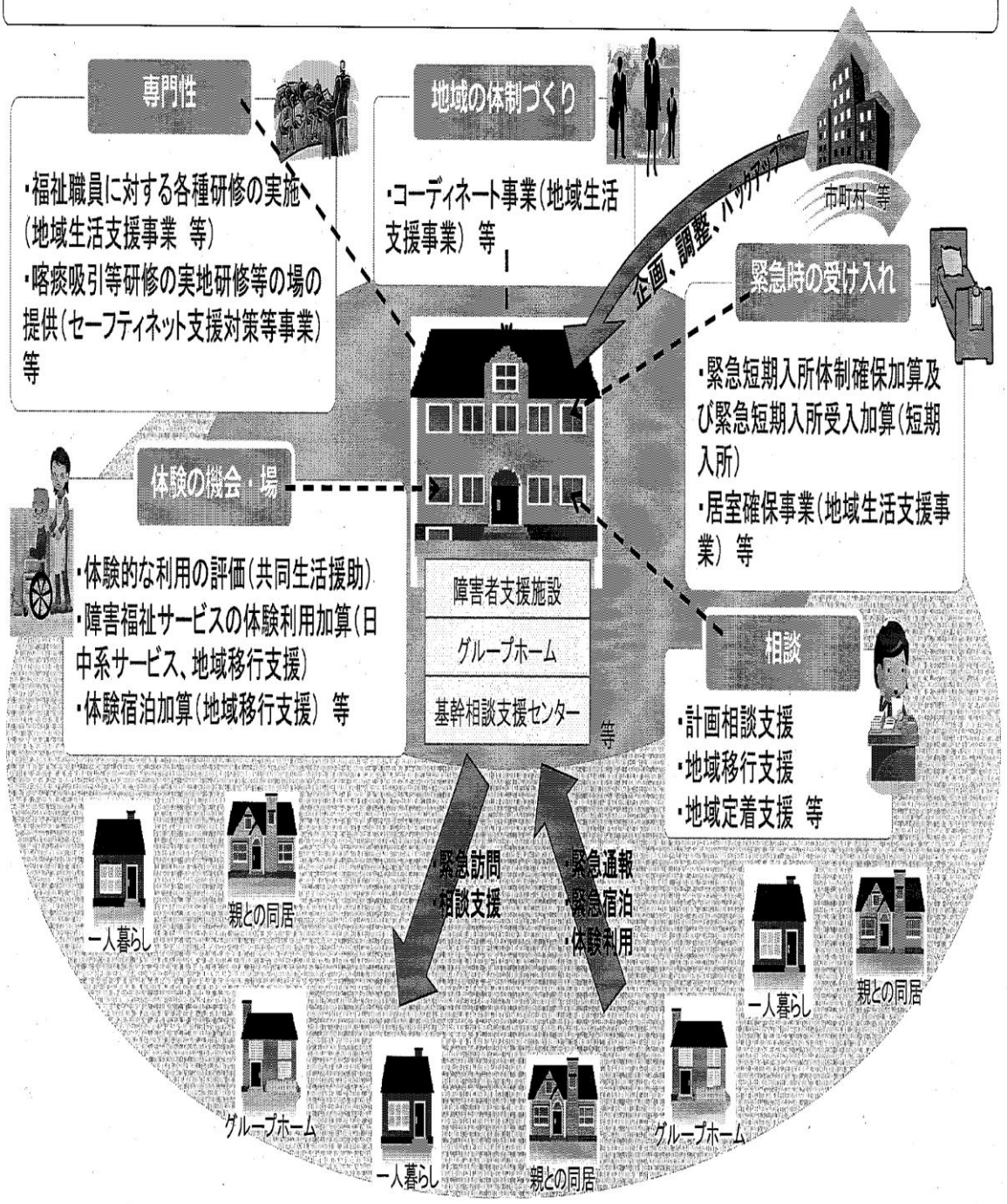

地域生活支援拠点等の整備例②（面的整備型）
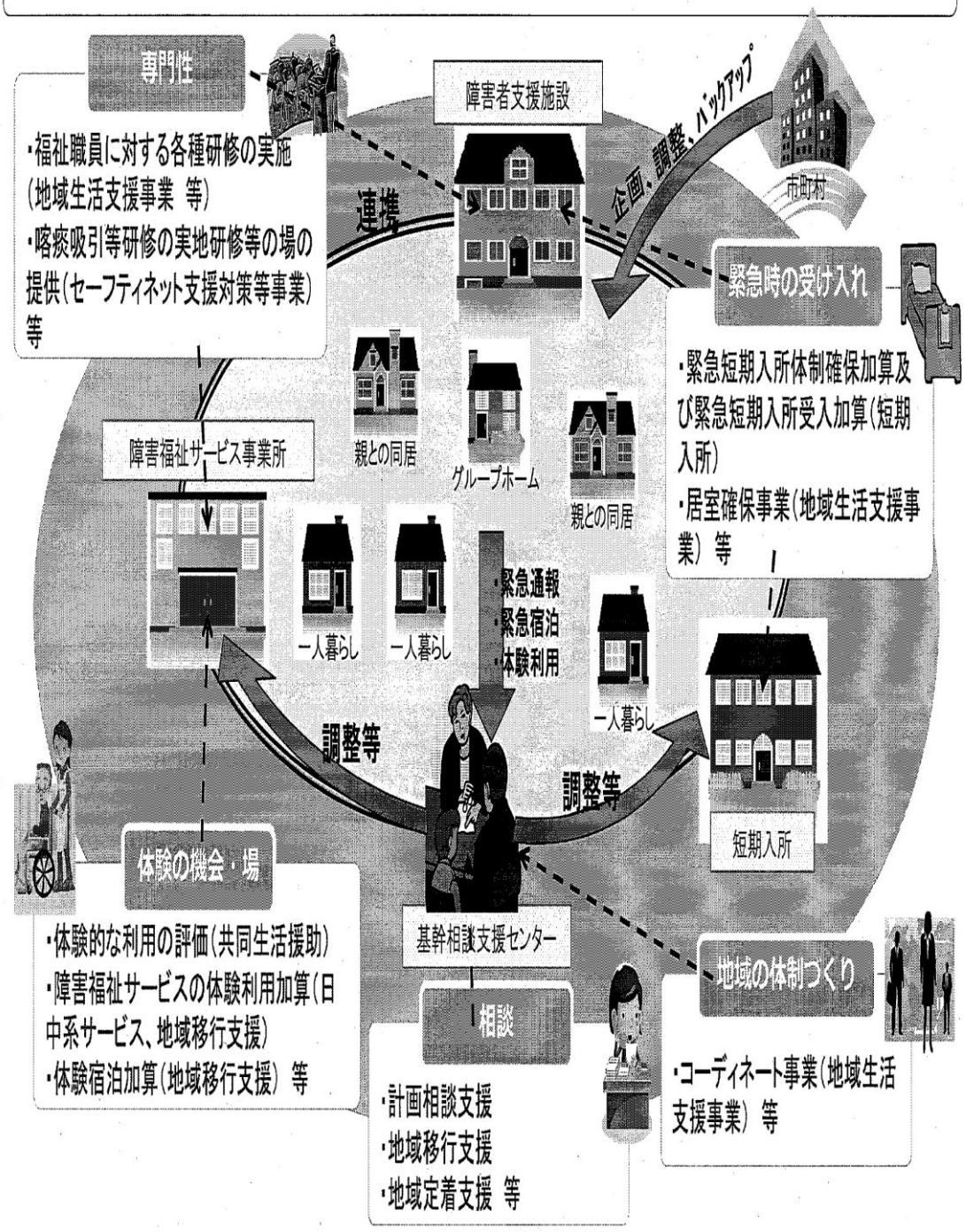
パターン②：地域において、居住支援のための機能を持つ事業所が連携し、地域の障害者を支援。